

社会福祉法人草笛の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 草笛の会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額の上限額は別表3に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額とする。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬の支給については、毎月21日とする。但し、当日が土・日曜等休日に当たるときは、前日もしくは前々日に繰り上げて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、法定の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。
 社会福祉法人草笛の会 役員報酬規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（理事長の報酬）

| 役 職 | 報酬額 |
|-----|------------------------------|
| 理事長 | 日額 20,000 円（半日の場合は 10,000 円） |

別表 2

①評議員

| 区 分 | 報酬額 | 交通費 |
|-----------------|---------|--------------|
| 評議員会への出席 | 8,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |

②理事

| 区 分 | 報酬額 | 交通費 |
|-----------------|---------|--------------|
| 理事会への出席 | 8,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |

③監事

| 区 分 | 報酬額 | 交通費 |
|-----------------|---------|--------------|
| 監事監査等への出席 | 8,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |
| 評議員会・理事会への出席 | 8,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000 円 | 給与規程の規定に準ずる額 |

別表 3

| 区 分 | 各年度の総額(上限額) |
|-----|-------------|
| 理 事 | 4,000,000 円 |
| 監 事 | 400,000 円 |